



2022年7月14日

各位

会社名 株式会社大光
代表者名 代表取締役社長 金森 武
(コード番号：3160 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役管理本部長 秋山 大介
兼総務部長 (TEL. 0584-89-7777)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年7月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年8月17日開催予定の第72回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 執行役員制度の導入について

経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を志向し、業務執行の機動性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるようにするため、執行役員制度を導入いたします。つきましては、執行役員に関する条文等を規定するものであります。

- ① 変更案第15条及び第25条は、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について、取締役社長としていたものを代表取締役に変更するものであります。
- ② 変更案第23条第3項は、取締役の役位の一部を執行役員の役位とするものであります。
- ③ 変更案第33条は、執行役員に関する規定を設けるものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度への対応について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第19条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第14条 (条文省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に	(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に

<p>従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第18条（条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第22条（条文省略）</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 （条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第26条～第32条（条文省略）</p>	<p>従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第18条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>第20条～第22条（現行どおり）</p> <p>（代表取締役および会長）</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役会長を定めることができる。</p> <p>第24条 （現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第26条～第32条（現行どおり）</p>
---	---

<p>(新設)</p>	<p><u>(執行役員)</u> <u>第33条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</u> <u>2 取締役会は、執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p>
<p>第33条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第34条～第43条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附 則</u> <u>第1条 定款第19条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程 (予定)

定時株主総会開催日	2022年 8月17日
定款変更の効力発生日	2022年 8月17日

以 上